

## 第三者割当による優先株式発行、資本金の額及び資本 準備金の額の減少並びに定款の一部変更について

当社は、平成 26 年 4 月 30 日開催の当社取締役会(以下「本取締役会」といいます。)において、株式会社日本政策投資銀行(以下「割当先」といいます。)に対して第三者割当の方法により 1,000 億円の A 種優先株式(以下「本優先株式」といいます。)を発行すること(以下「本第三者割当」といいます。) 同時に資本金の額及び資本準備金の額を減少して「その他資本剰余金」へ振り替えること、並びに これらの取引に関して割当先との間で本優先株式の引受けに関する投資契約(以下「本契約」といいます。)を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、上記一連の取引を行うため、本取締役会において、平成 26 年 6 月 26 日開催予定の定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)に、本優先株式の発行に伴う定款の一部変更に係る議案、及び本優先株式の発行に係る議案を付議することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

なお、本優先株式の発行は、本定時株主総会における上記の定款の一部変更に係る議案、及び本優先株式の発行に係る議案の承認が得られることを条件としており、また、本優先株式の発行と同時に発行資本金の額及び資本準備金の額の減少は、本優先株式の発行の効力が生じることを条件としています。

### 記

#### ．第三者割当による優先株式発行

##### 1．本優先株式発行の概要

(1) 払込期日(発行日)	平成 26 年 8 月 1 日
(2) 発行新株式数	A 種優先株式 1,000 株
(3) 発行価額	1 株につき 100,000,000 円
(4) 調達資金の額	100,000,000,000 円
(5) 資本組入額	50,000,000,000 円(1 株につき 50,000,000 円)
(6) 優先配当金	1 株につき年 3,500,000 円(ただし、平成 27 年 3 月 31 日に終了する事業年度に属する日を基準日として実施される配当については、日割計算を行いません。)
(7) 募集又は割当方法(割当先)	株式会社日本政策投資銀行に対する第三者割当方式

本資料は一般的な情報提供を目的とする報道文であり、本優先株式その他当社の発行する有価証券の勧誘を目的とするものではありません。本資料のうち将来の情報に関する事項は、本日時点における当社の目標、予測、計画又は判断に基づくものであり、実際の業績その他の結果は本資料の記載内容と大きく異なる可能性があります。

(8) その他	<p>本優先株式の内容の詳細は別紙 1 ( A 種優先株式発行要項 ) をご覧下さい。</p> <p>普通株式を対価とする取得請求権・取得条項はありません。</p> <p>本優先株式の発行は、本定時株主総会において、本優先株式の発行に伴う定款の一部変更に係る議案、及び本優先株式の発行に係る議案の承認が得られることを条件としております。</p>
---------	--

## 2. 第三者割当による本優先株式発行の目的及び理由

### (1) 資金調達の主な目的

当社は、「ずっと先まで、明るくしたい。」をブランドメッセージとする「九州電力の思い」のもと、責任あるエネルギー事業者として、安定した電力・エネルギーをお客さまにしっかりとお届けすることを使命に、事業活動を進めております。

しかしながら、わが国の全ての原子力発電所が停止する中、当社におきましても、玄海及び川内の両原子力発電所が長期に亘って停止し、厳しい電力需給状況が続くとともに、収支・財務状況が急速に悪化したことから、最大限の経営効率化への取組みとして、平成 25 年度から平成 27 年度にかけて 3 ヶ年平均で約 1,400 億円規模の費用効率化を行うこと、及び電気事業の運営に直接係わるもの以外の資産の売却を実行することを前提に、平成 25 年 4 月以降、電気料金の値上げを実施したところです。

当社では、お客さまのご協力をいただきながら、電力の安定供給に向けて最善の努力を重ねているところでありますが、原子力発電所の停止が長期化する中で、前事業年度までの連続 3 期で純損失を計上するなど、自己資本の毀損が急速に進んでおり、責任あるエネルギー事業者として、資本性のある資金調達を実施することにより、新規制基準への対応に係る対策工事等、原子力発電の安全性向上をはじめとする電力の安定供給に必要な投資資金を確保しつつ、自己資本の増強を図ることが必要かつ適切であると考えております。

福島第一原子力発電所の事故を受けて改正 (平成 25 年 7 月 8 日施行) された「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づく、事故の教訓や最新の技術的知見、海外の規制動向等を踏まえた原子力発電施設に係る新たな規制の基準

### (2) 本優先株式による資金調達を実施する理由

当社は、資金調達に向けて、金融機関からの借入れや他の資金調達手法等の様々な選択肢を検討してまいりましたが、自己資本比率の低下を伴う金融機関からの借入れ等による負債性の資金調達ではなく、資本性のある資金調達の実施により、自己資本の増強を図ることが必要かつ適切であると判断いたしました。

また、資本性のある資金調達手法のうち、当社普通株式による公募増資や第三者割当の実

本資料は一般的な情報提供を目的とする報道文であり、本優先株式その他当社の発行する有価証券の勧誘を目的とするものではありません。本資料のうち将来の情報に関する事項は、本日時点における当社の目標、予測、計画又は判断に基づくものであり、実際の業績その他の結果は本資料の記載内容と大きく異なる可能性があります。

施については、当社を取り巻く経営環境や当社の財務状況等を勘案すると、調達予定額の確保に不確実性があることや、普通株式の大規模な希薄化により株主価値を損ないかねないこと等から、適切でないと判断いたしました。当社としては、普通株式の希薄化を回避しつつ、必要な資金を確実に調達し、財務体質の安定化を図るため、当社の事業内容を深く理解し、リスク判断能力の高い投資家からの資金調達を検討した結果、当社の主要取引金融機関である株式会社日本政策投資銀行に対して「社債型」(下記(3)参照)の本優先株式を第三者割当方式で発行することが最善の選択であると判断いたしました。

### (3) 本優先株式の商品性について

本優先株式には、普通株式を対価とする取得条項又は取得請求権が付与されず、また当社株主総会における議決権も付与されない、いわゆる「社債型」優先株式であり、普通株式の希薄化は生じません。

本優先株式にはいわゆる償還期限はありませんが、払込期日の翌日以降、当社の判断により金銭を対価として取得できる取得条項が付与されております。また、本優先株式には、払込期日の翌日以降、本優先株式の株主(以下「本優先株主」といいます。)が、所定の手続を経て、当社に対し、金銭を対価として取得することを請求できる権利が付与されておりますが、本優先株主による当該請求権の行使には、本契約により下記記載の制限が付されております。

#### 優先配当金

本優先株式の優先配当金は1株につき年3,500,000円(ただし、平成27年3月31日に終了する事業年度に属する日を基準日として実施される配当については、日割計算を行いません。)であり、累積・非参加型となります。

#### 金銭対価の取得条項

当社は、払込期日の翌日である平成26年8月2日以降、割当先の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、金銭と引換えに本優先株式の全部又は一部を取得することができるものとされ、当社はその選択により金銭を対価として本優先株式を取得することが可能となっております。本優先株式の取得価額は、1株当たりの払込金額に、取得日までの累積未払配当金の額及び取得日が属する事業年度における経過利息相当額(本優先株式の発行要項に従って計算されます。)を加えた金額となります。

#### 金銭対価の取得請求権

本優先株式の内容として、割当先は、平成26年8月2日以降、法令上可能な範囲で、当社に対し、金銭と引換えに本優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとされ、かかる請求に応じ、当社は金銭を対価として本優先株式を取得するものとされております。本優先株式の取得価額は、1株当たりの払込金額に、取得日までの累

本資料は一般的な情報提供を目的とする報道文であり、本優先株式その他当社の発行する有価証券の勧誘を目的とするものではありません。本資料のうち将来の情報に関する事項は、本日時点における当社の目標、予測、計画又は判断に基づくものであり、実際の業績その他の結果は本資料の記載内容と大きく異なる可能性があります。

積未払配当金の額及び取得日が属する事業年度における経過利息相当額（本優先株式の発行要項に従って計算されます。）を加えた金額となります。

ただし、本優先株式に係る金銭を対価とする取得請求権は、本契約において、(i)本優先株式の払込期日から5年が経過した場合、(ii)当社による本契約への違反があった場合、又は(iii)当社の各事業年度及び各第2四半期会計期間の末日における純資産の部の金額が、当該各事業年度及び各第2四半期会計期間の末日現在の割当先の保有する本優先株式の払込金額の総額を下回った場合に限り、その行使が可能とされております。

#### 議決権

本優先株式には議決権が付与されておらず、会社法上、種類株主総会の決議を不要とすることが認められない最低限の事項を除き、本優先株式に係る種類株主総会の決議は要しないものとされております。

#### 譲渡制限

本優先株式の内容として譲渡制限は定められておりません。ただし、本契約上、割当先は、上記記載の取得請求可能事由が発生するまでは、当社の事前の書面による承諾なくして本優先株式の全部又は一部を譲渡することができないものとされております。

本優先株式の内容の詳細は、別紙1（A種優先株式発行要項）をご参照ください。

#### (4) 割当先との投資契約における合意について

当社は、本契約において、上記(3)及びに記載の事項について合意しているほか、割当先に対して主として次に掲げる義務を負っております。

割当先に対して財務情報等を提供するほか、訴訟の開始その他当社の業務遂行、経営状況及び財務状況に重大な悪影響を及ぼす事由が発生した場合等に割当先に対して報告すること。

定款変更、減資、減準備金、合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転又はその事業の全部若しくは重要な一部の第三者（当社の子会社及び関連会社を含む。）への譲渡（いずれも当社の株主総会の決議を要する事項に限る。）を行おうとするときは、事前に割当先の書面による承諾を得た上で行うこと。ただし、割当先は、かかる承諾の可否の判断に際し、当社の意向を最大限尊重し、不合理に拒絶又は留保しないものとする。

### 3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額	100,000,000,000 円
発行諸費用の概算額	430,000,000 円
差引手取概算額	99,570,000,000 円

本資料は一般的な情報提供を目的とする報道文であり、本優先株式その他当社の発行する有価証券の勧誘を目的とするものではありません。本資料のうち将来の情報に関する事項は、本日時点における当社の目標、予測、計画又は判断に基づくものであり、実際の業績その他の結果は本資料の記載内容と大きく異なる可能性があります。

発行諸費用の概算額のうち、主なものは登録免許税（350 百万円）、フィナンシャル・アドバイザー費用、弁護士費用、本優先株式の価値算定費用を見込んでおります。

発行諸費用の概算額には、消費税は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な用途

本優先株式の発行により調達する上記差引手取概算額については、その全額を、新規規制基準への対応等、当社の原子力発電所の安全性向上のための対策工事に充当する予定です。

(3) 調達する資金の支出予定時期

本優先株式の発行により調達する上記差引手取概算額は、平成 26 年 8 月以降、平成 28 年 3 月期にかけて、上記(2)記載のとおり、新規規制基準への対応等、当社の原子力発電所の安全性向上のための対策工事に充当する予定です。

なお、当社は、本優先株式の上記差引手取概算額を、上記資金用途に充当するまでの間、当社の銀行口座にて管理することといたします。

(4) 資金用途の合理性に関する考え方

当社は、本優先株式の発行により調達する資金を原子力発電所の安全性向上対策に充当することにより、責任あるエネルギー事業者として、安定した電力・エネルギーをお客さまにしっかりとお届けする使命に応えるとともに、当社事業の安定化及び普通株主に帰属する株主価値の向上を実現することができ、上記資金用途には合理性があるものと判断しております。

#### 4. 発行条件等の合理性

(1) 発行価額の算定根拠

当社は、本優先株式の優先配当金（1 株につき年 3,500,000 円）（ただし、平成 27 年 3 月 31 日に終了する事業年度に属する日を基準日として実施される配当については、日割計算を行いません。）本優先株主が負担することとなるクレジット・コスト等の諸条件を考慮し、当社の置かれた経営環境及び財務状況並びに本優先株式の流動性等を総合的に勘案の上、本優先株式の発行条件（割当先との投資契約における条件を含みます。）は合理的であると判断しております。

また、当社は、当社及び割当先から独立した第三者機関であるみずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社（東京都千代田区）に本優先株式の価格算定を依頼し、同社が一定の条件（本優先株式に係る優先配当金、取得条項、当社のクレジットスプレッド等）を考慮したうえで社債型優先株式の評価において一般的な価格算定モデルを用いて算定した本優先株式の公正価値に関する評価報告書を受領しております。

当社としては、本優先株式の払込金額は上記の評価報告書に記載の算定結果として示された公正価値のレンジの上限に対して 10%以下のディスカウント率であることを踏まえて、本優先株式の払込金額は会社法にいう特に有利な金額に該当しないと考えております。

本資料は一般的な情報提供を目的とする報道文であり、本優先株式その他当社の発行する有価証券の勧誘を目的とするものではありません。本資料のうち将来の情報に関する事項は、本日時点における当社の目標、予測、計画又は判断に基づくものであり、実際の業績その他の結果は本資料の記載内容と大きく異なる可能性があります。

しかしながら、市場価格のない優先株式の価値評価については、様々な考え方があり得ること等から、念のため、会社法第 199 条第 2 項及び第 3 項並びに第 201 条第 1 項に基づき、本定時株主総会での特別決議による承認を得ることを条件として、本第三者割当を実施することといたします。

優先配当金を含む本優先株式の詳細につきましては、別紙 1（A 種優先株式発行要項）をご参照下さい。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、本優先株式を 1,000 株発行することにより、総額 100,000,000,000 円を調達しますが、前述の資金調達の目的や資金使途及びその合理性に照らしますと、本優先株式の発行数量は合理的であると判断しております。

また、本優先株式は、普通株式を対価とする取得請求権又は取得条項が付与されず、また当社株主総会における議決権も付与されない「社債型」優先株式であるため、普通株式の希薄化は生じません。

5. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

名称	株式会社日本政策投資銀行
本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目 9 番 6 号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 橋本 徹
事業内容	金融保険業
資本金	1 兆 2,069 億 5,300 万円（政府全額出資）
設立年月日	平成 20 年 10 月 1 日
発行済株式数	43,632,360 株（平成 25 年 9 月末）
決算期	3 月
従業員数	1,397 名（平成 25 年 9 月末）
主要取引先	-
主要取引銀行	-
大株主及び持株比率	財務大臣 100%
当社との関係	
資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。 また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。 また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。

本資料は一般的な情報提供を目的とする報道文であり、本優先株式その他当社の発行する有価証券の勧誘を目的とするものではありません。本資料のうち将来の情報に関する事項は、本日時点における当社の目標、予測、計画又は判断に基づくものであり、実際の業績その他の結果は本資料の記載内容と大きく異なる可能性があります。

取引関係	当社と当該会社との間で銀行借入の金融取引がありますが、資本及び人事上の関係はありません。
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

最近3年間の経営成績及び財政状態

決算期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
連結純資産（百万円）	2,409,995	2,461,065	2,538,576
連結総資産（百万円）	14,845,213	15,579,881	16,248,712
1株当たり連結純資産（円）	55,118.08	56,259.53	58,026.14
連結経常収益（百万円）	345,189	318,775	340,098
連結経常利益（百万円）	95,015	99,213	115,621
連結当期純利益（百万円）	101,583	77,313	71,337
1株当たり連結当期純利益（円）	2,328.63	1,772.27	1,634.96
1株当たり配当金（円）	1,147	856	808

なお、当社は、割当先が平成25年6月27日付で関東財務局長宛に提出している有価証券報告書により、割当先が「内部統制基本方針」を策定し、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断するための態勢を整備していること、及び割当先の株主が財務大臣のみであることを確認しております。これらの理由から、当社は、割当先及び当該割当先の役員又は主要株主（主な出資者）が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）及び証券会員制法人福岡証券取引所（以下「福岡証券取引所」といいます。）に提出しています。

(2) 割当先を選定した理由

本優先株式の割当先は当社の主要取引金融機関であり、本優先株式の発行により、資本性のある資金調達を実施し、電力の安定供給に必要な投資資金を確保するとともに、普通株式の希薄化を回避しつつ自己資本の増強を図るという当社の方針にご理解をいただいたことから、割当先として適切であると判断し、選定いたしました。

(3) 割当先の保有方針

当社は、割当先が、本優先株式の取得を中期投資として取り組む意向であり、本優先株式の取得後は、本優先株式の発行要項等の定めに従い本優先株式を保有する旨の説明を受けております。

なお、上記2.(3)のとおり、本契約上、割当先は、上記2.(3)記載の取得請求可能事由が発生するまでは、当社の事前の書面による承諾なくして本優先株式の全部又は一部を

本資料は一般的な情報提供を目的とする報道文であり、本優先株式その他当社の発行する有価証券の勧誘を目的とするものではありません。本資料のうち将来の情報に関する事項は、本日時点における当社の目標、予測、計画又は判断に基づくものであり、実際の業績その他の結果は本資料の記載内容と大きく異なる可能性があります。

譲渡することができないものとされております。

(4) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当先が平成 25 年 12 月 20 日付で関東財務局長宛に提出している半期報告書に記載の貸借対照表に現金預け金 225,146 百万円(平成 25 年 9 月 30 日現在)と記載されており、割当先が本第三者割当の払込みに要する資金を保有していることを確認しております。

6. 第三者割当後の当社大株主及び持株比率

(1) 普通株式

割当前(平成 26 年 3 月 31 日現在)		割当後	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4.89%	同左	
明治安田生命保険相互会社	4.83%		
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3.86%		
日本生命保険相互会社	3.50%		
高知信用金庫	2.90%		
九栄会	2.08%		
株式会社みずほ銀行	2.04%		
株式会社福岡銀行	1.82%		
株式会社三井住友銀行	1.79%		
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY	1.12%		

(2) A種優先株式

割当前(平成 26 年 3 月 31 日現在)		割当後	
該当なし		株式会社日本政策投資銀行	100.00%

7. 今後の見通し

本優先株式の発行により調達する資金を原子力発電所の安全性向上対策に充当することにより、責任あるエネルギー事業者として、安定した電力・エネルギーをお客さまにお届けするとともに、当社事業の安定化及び普通株主に帰属する株主価値の向上を実現するよう努めてまいります。

なお、本優先株式の発行が業績に与える影響は軽微であります。

8. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、希薄化率が 25%未満であること、支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条及び福岡証券取引所の定める企業行動規

本資料は一般的な情報提供を目的とする報道文であり、本優先株式その他当社の発行する有価証券の勧誘を目的とするものではありません。本資料のうち将来の情報に関する事項は、本日時点における当社の目標、予測、計画又は判断に基づくものであり、実際の業績その他の結果は本資料の記載内容と大きく異なる可能性があります。



範に関する規則第2条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

## 9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### (1) 最近3年間の業績（連結）

決算期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
連結売上高（百万円）	1,508,084	1,545,919	1,791,152
連結営業損失（百万円）	184,854	299,428	95,821
連結経常損失（百万円）	213,534	331,206	131,449
連結当期純損失（百万円）	166,390	332,470	96,096
1株当たり連結当期純損失（円）	351.80	702.98	203.19
1株当たり配当金（円）	50.0	-	-
1株当たり連結純資産（円）	1,840.37	1,141.13	1,005.42

### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成26年4月30日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	474,183,951株	100%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	-	-
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	-	-
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	-	-

### (3) 最近の株価の状況

#### 最近3年間の状況

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
始値	1,620	1,188	980
高値	1,665	1,222	1,660
安値	1,010	454	880
終値	1,179	977	1,262

#### 最近6か月間の状況

	平成25年 11月	平成25年 12月	平成26年 1月	平成26年 2月	平成26年 3月	平成26年 4月
始値	1,373	1,335	1,340	1,166	1,293	1,261

本資料は一般的な情報提供を目的とする報道文であり、本優先株式その他当社の発行する有価証券の勧誘を目的とするものではありません。本資料のうち将来の情報に関する事項は、本日時点における当社の目標、予測、計画又は判断に基づくものであり、実際の業績その他の結果は本資料の記載内容と大きく異なる可能性があります。

高値	1,398	1,359	1,354	1,327	1,430	1,261
安値	1,286	1,230	1,162	1,068	1,192	996
終値	1,327	1,342	1,187	1,306	1,262	1,028

(注) 平成 26 年 4 月の株価については、平成 26 年 4 月 28 日現在で表示しています。

発行決議日前営業日における株価

	平成 26 年 4 月 28 日
始値	1,018
高値	1,050
安値	1,014
終値	1,028

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

．資本金の額及び資本準備金の額の減少（「その他資本剰余金」の増加）

1．資本金の額及び資本準備金の額の減少の目的

冒頭に記載のとおり、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、本優先株式の発行と同時に資本金の額及び資本準備金の額の減少を行い、分配可能額を構成するその他資本剰余金へ振り替えることといたしました。

なお、かかる資本金の額及び資本準備金の額の減少については、本優先株式の発行の効力が生じることを条件といたします。

2．資本金の額及び資本準備金の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本金の額

50,000,000,000 円

（なお、同時に行う本優先株式の発行により資本金が 500 億円増加いたしますので、効力発生日後の資本金の額が効力発生日前の資本金の額を下回ることはありません。）

(2) 減少すべき資本準備金の額

50,000,000,000 円

（なお、同時に行う本優先株式の発行により資本準備金が 500 億円増加いたしますので、効力発生日後の資本準備金の額が効力発生日前の資本準備金の額を下回ることはありません。）

(3) 資本金の額及び資本準備金の額の減少の方法

本資料は一般的な情報提供を目的とする報道文であり、本優先株式その他当社の発行する有価証券の勧誘を目的とするものではありません。本資料のうち将来の情報に関する事項は、本日時点における当社の目標、予測、計画又は判断に基づくものであり、実際の業績その他の結果は本資料の記載内容と大きく異なる可能性があります。

会社法第 447 条第 3 項及び第 448 条第 3 項の規定に基づき株式の発行と同時に資本金の額及び資本準備金の額の減少を上記の通り行った上で、それぞれの全額をその他資本剰余金に振り替えます。

### 3．株式発行と同時に行う資本金の額及び資本準備金の額の減少の日程

- (1) 平成 26 年 4 月 30 日（水） 本取締役会決議
- (2) 平成 26 年 6 月 30 日（月） 債権者異議申述公告日（予定）
- (3) 平成 26 年 7 月 31 日（木） 債権者異議申述最終期日（予定）
- (4) 平成 26 年 8 月 1 日（金） 効力発生日（予定）

### 4．今後の見通し

資本金の額及び資本準備金の額の減少は、純資産の部における資本金及び資本準備金をその他資本剰余金の勘定とする振替処理であり、当社の純資産額に変動はなく、また業績に与える影響もありません。本振替処理は本優先株式の発行により払い込まれた資金の範囲内で行われることから、効力発生日前と比べて資本金及び資本準備金は減少しません。

## ．定款の一部変更

### 1．定款変更の目的

上記「　　．第三者割当による優先株式発行」に記載した本優先株式の発行を可能とするために、本優先株式に関する定款規定を新設するとともに、併せてその他の文言の修正及び追加等を行うものです。

### 2．定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙 2（定款変更案）のとおりです。

### 3．定款変更の日程

- (1) 平成 26 年 4 月 30 日（水） 本取締役会決議
- (2) 平成 26 年 6 月 26 日（木） 本定時株主総会（予定）
- (3) 平成 26 年 6 月 26 日（木） 効力発生日（予定）

以 上

本資料は一般的な情報提供を目的とする報道文であり、本優先株式その他当社の発行する有価証券の勧誘を目的とするものではありません。本資料のうち将来の情報に関する事項は、本日時点における当社の目標、予測、計画又は判断に基づくものであり、実際の業績その他の結果は本資料の記載内容と大きく異なる可能性があります。

## A種優先株式発行要項

1. 種類株式の名称  
九州電力株式会社 A種優先株式(以下「A種優先株式」という。)
2. 発行新株式数  
1,000株
3. 払込金額  
1株につき100,000,000円
4. 払込金額の総額  
100,000,000,000円
5. 増加する資本金に関する事項  
増加する資本金の額は、50,000,000,000円(1株につき50,000,000円)とする。
6. 増加する資本準備金に関する事項  
増加する資本準備金の額は、50,000,000,000円(1株につき50,000,000円)とする。
7. 払込期日  
平成26年8月1日
8. 発行方法  
第三者割当の方法により、全てのA種優先株式を株式会社日本政策投資銀行に割り当てる。
9. 優先配当金
  - (1) A種優先配当金  
当社は、剰余金の配当(A種優先中間配当金(本項第(5)号に定義する。以下同じ。)を除く。)を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき本項第(2)号に定める額の剰余金(以下「A種優先配当金」という。)を配当する。ただし、当該配当に係る基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、A種優先配当金の全部又は一部の配当(本項第(3)号に定める累積未払A種優先配当金の配当を除き、A種優先中間配当金を含む。)がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。
  - (2) A種優先配当金の額  
A種優先配当金の額は、1株につき3,500,000円とする。
  - (3) 累積条項  
ある事業年度に属する日を基準日として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う1株あたり剰余金の配当(以下に定める累積未払A種優先配当金の配当を

本資料は一般的な情報提供を目的とする報道文であり、本優先株式その他当社の発行する有価証券の勧誘を目的とするものではありません。本資料のうち将来の情報に関する事項は、本日時点における当社の目標、予測、計画又は判断に基づくものであり、実際の業績その他の結果は本資料の記載内容と大きく異なる可能性があります。

除き、A種優先中間配当金を含む。)の額の合計額が当該事業年度に係る本項第(2)号に定めるA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日(同日を含む。)以降、実際に支払われた日(同日を含む。)まで、年率3.5%(以下「A種優先配当率」という。)で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。累積した不足額(以下「累積未払A種優先配当金」という。)については、A種優先配当金、A種優先中間配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金の支払いに先立って、これをA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う。

(4) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、同一事業年度内に、本項第(2)号に定めるA種優先配当金の額を超えて剰余金を配当しない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(5) A種優先中間配当金

当社は、毎年9月30日を基準日として剰余金の配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき当該基準日の属する事業年度における本項第(2)号に定めるA種優先配当金の額の2分の1に相当する額(1円に満たない金額は切り上げる。)(以下「A種優先中間配当金」という。)を配当する。

10. 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株あたりの残余財産分配価額として、以下の算式に基づいて算出される額(以下「基準価額」という。)を支払う。

(基準価額算式)

1株あたりの残余財産分配価額

$$= 100,000,000 \text{ 円} + \text{累積未払A種優先配当金} \\ + \text{前事業年度未払A種優先配当金} + \text{当事業年度未払優先配当金額}$$

上記算式における「累積未払A種優先配当金」は、残余財産分配がなされる日(以下「残余財産分配日」という。)を実際に支払われた日として、第9項第(3)号に従い計算される額の合計額のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていない額とし、

「前事業年度未払A種優先配当金」は、基準日の如何にかかわらず、残余財産分配日の属

本資料は一般的な情報提供を目的とする報道文であり、本優先株式その他当社の発行する有価証券の勧誘を目的とするものではありません。本資料のうち将来の情報に関する事項は、本日時点における当社の目標、予測、計画又は判断に基づくものであり、実際の業績その他の結果は本資料の記載内容と大きく異なる可能性があります。

する事業年度の前事業年度（以下本項において「前事業年度」という。）に係るA種優先配当金のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていないA種優先配当金がある場合における当該前事業年度に係るA種優先配当金の不足額（ただし、累積未払A種優先配当金に含まれる場合を除く。）とし、

また、「当事業年度未払優先配当金額」は、100,000,000円にA種優先配当率を乗じて算出した金額について、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降、残余財産分配日（同日を含む。）までの期間の実日数につき日割計算により算出される金額（ただし、残余財産分配日が平成27年3月31日に終了する事業年度に属する場合は3,500,000円）から、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に当該事業年度に属する日を基準日として支払われた配当（累積未払A種優先配当金及び前事業年度未払A種優先配当金を除き、A種優先中間配当金を含む。）がある場合における当該配当の累積額を控除した金額とする。

なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、基準価額を超えて残余財産の分配を行わない。

#### 11. 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会（種類株主総会を含む。）において議決権を有しない。

#### 12. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。当社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

#### 13. 金銭を対価とする取得請求権

A種優先株主は、当会社に対し、平成26年8月2日以降いつでも、金銭を対価としてA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる（当該請求をした日を、以下「金銭対価取得請求権取得日」という。）。当会社は、この請求がなされた場合には、A種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、金銭対価取得請求権取得日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日に、A種優先株主に対して、次に定める取得価額の金銭の交付を行うものとする。ただし、分配可能額を超えてA種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきA種優先株式は取得請求される株式数に応じた比例按分の方法により決定する。

A種優先株式1株あたりの取得価額は、第10項に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本項の取得価額を算出する場合は、第10項に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得請求権取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

本資料は一般的な情報提供を目的とする報道文であり、本優先株式その他当社の発行する有価証券の勧誘を目的とするものではありません。本資料のうち将来の情報に関する事項は、本日時点における当社の目標、予測、計画又は判断に基づくものであり、実際の業績その他の結果は本資料の記載内容と大きく異なる可能性があります。

#### 14. 金銭を対価とする取得条項

当社は、平成 26 年 8 月 2 日以降の日で、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日において、A 種優先株主又は A 種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、次に定める取得価額の金銭の交付と引換えに A 種優先株式の全部又は一部を取得することができる（当該取得を行う日を、以下「金銭対価取得条項取得日」という。）。なお、一部を取得するときは、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法により、取得すべき A 種優先株式を決定する。

A 種優先株式 1 株あたりの取得価額は、第 10 項に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本項の取得価額を算出する場合は、第 10 項に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

以 上

本資料は一般的な情報提供を目的とする報道文であり、本優先株式その他当社の発行する有価証券の勧誘を目的とするものではありません。本資料のうち将来の情報に関する事項は、本日時点における当社の目標、予測、計画又は判断に基づくものであり、実際の業績その他の結果は本資料の記載内容と大きく異なる可能性があります。

## 定款変更案

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><b>第 2 章 株 式</b></p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、10 億株とする。</p> <p>第 7 条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。</p> <p>第 9 条 ~ 第 12 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 2 章 株 式</b></p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、10 億株とし、<u>各種類の株式の発行可能種類株式総数は、普通株式が 10 億株、A 種優先株式が 1,000 株とする。</u></p> <p>第 7 条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、<u>普通株式につき 100 株とし、A 種優先株式につき 1 株とする。</u></p> <p>第 9 条 ~ 第 12 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 2 章の 2 A 種優先株式</b></p> <p style="text-align: center;"><u>(優先配当金)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第 12 条の 2</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(A 種優先配当金)</u></p> <p><u>当社は、剰余金の配当 (A 種優先中間配当金 (本条第 5 項に定義する。以下同じ。)) を除く。)</u>を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された A 種優先株式を有する株主 (以下「A 種優先株主」という。) または A 種優先株式の登録株式質権者 (以下「A 種優先登録株式質権者」という。) に対し、<u>普通株式を有する株主 (以下「普通株主」という。)</u> または <u>普通株式の登録株式質権者 (以下「普通登録株式質権者」という。)</u> に先立ち、A 種優先株式 1 株につき本条第 2 項に定める額の剰余金 (以下「A 種優先配当金」という。) を配当する。ただし、</p>

本資料は一般的な情報提供を目的とする報道文であり、本優先株式その他当社の発行する有価証券の勧誘を目的とするものではありません。本資料のうち将来の情報に関する事項は、本日時点における当社の目標、予測、計画又は判断に基づくものであり、実際の業績その他の結果は本資料の記載内容と大きく異なる可能性があります。



	<p>当該配当に係る基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、A種優先配当金の全部または一部の配当(本条第3項に定める累積未払A種優先配当金の配当を除き、A種優先中間配当金を含む。)がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。</p>
(新設)	<p>(A種優先配当金の額) 2 A種優先配当金の額は、1株につき3,500,000円とする。</p>
(新設)	<p>(累積条項) 3 ある事業年度に属する日を基準日として、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して支払う1株あたり剰余金の配当(以下に定める累積未払A種優先配当金の配当を除き、A種優先中間配当金を含む。)の額の合計額が当該事業年度に係る本条第2項に定めるA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日(同日を含む。)以降、実際に支払われた日(同日を含む。)まで、年率3.5%(以下「A種優先配当率」という。)で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。累積した不足額(以下「累積未払A種優先配当金」という。)については、A種優先配当金、A種優先中間配当金および普通株主もしくは普通登録株式質権者に対する配当金の支払いに先立って、これをA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して支払う。</p>
(新設)	<p>(非参加条項) 4 A種優先株主またはA種優先登録株式</p>

本資料は一般的な情報提供を目的とする報道文であり、本優先株式その他当社の発行する有価証券の勧誘を目的とするものではありません。本資料のうち将来の情報に関する事項は、本日時点における当社の目標、予測、計画又は判断に基づくものであり、実際の業績その他の結果は本資料の記載内容と大きく異なる可能性があります。

	<p>質権者に対しては、同一事業年度内に、本条第2項に定めるA種優先配当金の額を超えて剰余金を配当しない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p>
(新設)	<p>(A種優先中間配当金)</p> <p>5 当社は、毎年9月30日を基準日として剰余金の配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき当該基準日の属する事業年度における本条第2項に定めるA種優先配当金の額の2分の1に相当する額(1円に満たない金額は切り上げる。)(以下「A種優先中間配当金」という。)を配当する。</p>
(新設)	<p>(残余財産の分配)</p> <p>第12条の3 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株あたりの残余財産分配価額として、以下の算式に基づいて算出される額(以下「基準価額」という。)を支払う。</p> <p>(基準価額算式)</p> <p>1株あたりの残余財産分配価額  = 100,000,000円 + 累積未払A種優先配当金</p>

本資料は一般的な情報提供を目的とする報道文であり、本優先株式その他当社の発行する有価証券の勧誘を目的とするものではありません。本資料のうち将来の情報に関する事項は、本日時点における当社の目標、予測、計画又は判断に基づくものであり、実際の業績その他の結果は本資料の記載内容と大きく異なる可能性があります。

+ 前事業年度未払A種優先配当金 + 当事業年度未払優先配当金額

上記算式における「累積未払A種優先配当金」は、残余財産分配がなされる日(以下「残余財産分配日」という。)を実際に支払われた日として、第12条の2第3項に従い計算される額の合計額のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていない額とし、

「前事業年度未払A種優先配当金」は、基準日の如何にかかわらず、残余財産分配日の属する事業年度の前事業年度(以下本条において「前事業年度」という。)に係るA種優先配当金のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていないA種優先配当金がある場合における当該前事業年度に係るA種優先配当金の不足額(ただし、累積未払A種優先配当金に含まれる場合を除く。)とし、

また、「当事業年度未払優先配当金額」は、100,000,000円にA種優先配当率を乗じて算出した金額について、残余財産分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降、残余財産分配日(同日を含む。)までの期間の実日数につき日割計算により算出される金額(ただし、残余財産分配日が平成27年3月31日に終了する事業年度に属する場合は3,500,000円)から、残余財産分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降に当該事業年度に属する日を基準日として支払われた配当(累積未払A種優先配当金および前事業年度未払A種優先配当金を除き、A種優先中間配当金を含む。)がある場合における当該配当の累積額を控除した金

本資料は一般的な情報提供を目的とする報道文であり、本優先株式会社其他当社の発行する有価証券の勧誘を目的とするものではありません。本資料のうち将来の情報に関する事項は、本日時点における当社の目標、予測、計画又は判断に基づくものであり、実際の業績その他の結果は本資料の記載内容と大きく異なる可能性があります。

<p>(新設)</p>	<p>額とする。</p> <p>なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。</p> <p>A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、基準価額を超えて残余財産の分配を行わない。</p> <p>(議決権)</p> <p>第12条の4 A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会(種類株主総会を含む。)において議決権を有しない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株式の併合または分割、募集株式の割当て等)</p> <p>第12条の5 当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の分割または併合を行わない。当社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(金銭を対価とする取得請求権)</p> <p>第12条の6 A種優先株主は、当社に対し、平成26年8月2日以降いつでも、金銭を対価としてA種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができる(当該請求をした日を、以下「金銭対価取得請求権取得日」という。)。当社は、この請求がなされた場合には、A種優先株式の全部または一部を取得すると引換えに、金銭対価取得請求権取得日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日に、A種優先株主に対して、次に定める取得価額の金</p>

本資料は一般的な情報提供を目的とする報道文であり、本優先株式その他当社の発行する有価証券の勧誘を目的とするものではありません。本資料のうち将来の情報に関する事項は、本日時点における当社の目標、予測、計画又は判断に基づくものであり、実際の業績その他の結果は本資料の記載内容と大きく異なる可能性があります。

<p>(新設)</p> <p>第3章 株主総会 第13条～第18条(条文省略)</p>	<p>銭の交付を行うものとする。ただし、分配可能額を超えてA種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきA種優先株式は取得請求される株式数に応じた比例按分の方法により決定する。</p> <p>A種優先株式1株あたりの取得価額は、第12条の3に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本条の取得価額を算出する場合は、第12条の3に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得請求権取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。</p> <p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>第12条の7 当社は、平成26年8月2日以降の日で、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日において、A種優先株主またはA種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、次に定める取得価額の金銭の交付と引換えにA種優先株式の全部または一部を取得することができる(当該取得を行う日を、以下「金銭対価取得条項取得日」という。)。なお、一部を取得するときは、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法により、取得すべきA種優先株式を決定する。</p> <p>A種優先株式1株あたりの取得価額は、第12条の3に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本条の取得価額を算出する場合は、第12条の3に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。</p> <p>第3章 株主総会 第13条～第18条(現行どおり)</p>
---	--

本資料は一般的な情報提供を目的とする報道文であり、本優先株式その他当社の発行する有価証券の勧誘を目的とするものではありません。本資料のうち将来の情報に関する事項は、本日時点における当社の目標、予測、計画又は判断に基づくものであり、実際の業績その他の結果は本資料の記載内容と大きく異なる可能性があります。

<p>(新設)</p>	<p>(種類株主総会)  <u>第18条の2 第14条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2 第15条、第16条および第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>3 第17条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>4 第17条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>
<p>第6章 計 算  第36条～第39条(条文省略)  (新設)</p>	<p>第6章 計 算  第36条～第39条(現行どおり)  (A種優先株式の除斥期間)  <u>第39条の2 第39条の規定は、A種優先配当金およびA種優先中間配当金の支払いについて、これを準用する。</u></p>

本資料は一般的な情報提供を目的とする報道文であり、本優先株式その他当社の発行する有価証券の勧誘を目的とするものではありません。本資料のうち将来の情報に関する事項は、本日時点における当社の目標、予測、計画又は判断に基づくものであり、実際の業績その他の結果は本資料の記載内容と大きく異なる可能性があります。